

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

		新
附則	第一章 略	目次
第七章 略	第二章 児童発達支援	第一章 略
第一節～第四節略	第三章 略	第二章 児童発達支援
第六章 保育所等訪問支援	第四章 放課後等デイサービス	第一節～第四節略
第一節～第四節略	第五章 居宅訪問型児童発達支援	第五節 基準該当通所支援の基準（第五十五条の二～第五十五条の八）
第一節 基本方針（第七十二条の五）	第一節 基本型障害児通所支援の基準（第七十二条の二）	第一節～第四節略
第二節 人員の基準（第七十二条の六・第七十二条の七）	第二節 設備の基準（第七十二条の八）	第二章 児童発達支援
第三節 設備の基準（第七十二条の九～第七十二条の十二）	第三節 設備の基準（第七十二条の九～第七十二条の十二）	第三章 略
第六章 保育所等訪問支援	第四節 運営の基準（第七十二条の九～第七十二条の十二）	第四章 放課後等デイサービス
第一節～第四節略	第五章 保育所等訪問支援	第五節 基準該当通所支援の基準（第七十二条の二～第七十二条の四）
第七章 略	第六章 保育所等訪問支援	第一節～第四節略
附則	第一節～第四節略	第一節～第四節略

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十七第一項各号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第二十一条の五の十五第三項第一号の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定の要件を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二略

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

五 多機能型事業所 第五条の指定児童発達支援の事業、第五十六条の指定医療型児童発達支援の事業、第六十六条の指定放課後等デイサービスの事業、第七十二条の五の指定居宅訪問型児童発達支援の事業、第七十三条の指定保育所等訪問支援の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第二十一条の五の十五第二項第一号の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定の要件を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二略

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四 多機能型事業所 第五条の指定児童発達支援の事業、第五十六条の指定医療型児童発達支援の事業、第六十六条の指定放課後等デイサービスの事業、第七十二条の五の指定居宅訪問型児童発達支援の事業、第七十三条の指定保育所等訪問支援の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八

の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）

第七十七条の指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百五十五条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百六十五条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百七十四条の指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百八十五条の指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準省令第一百九十八条の指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準省令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号））の規定による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障

年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第七十七条の指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百五十五条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百六十五条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百七十四条の指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準省令第一百八十五条の指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準省令第一百九十八条の指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準省令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

害福祉サービスに係る業務に従事したものという。以下同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ略

二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 一以上

三 児童指導員又は保育士 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 略

二 看護師 一以上

三 児童指導員(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士 一以上

四・五略

		4 略
5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。		
6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。		
7 略		
第七条 1～3 略		
4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。		
一 看護職員 一以上		
二 略		
5・6 略		
(指定児童発達支援の取扱方針)		
第二十七条 1～3 略		
4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たつては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならぬ。		
一 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況		
二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況		
三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況		

		4 略
5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。		
6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。		
7 略		
第七条 1～3 略		
4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。		
一 看護師 一以上		
二 略		
5・6 略		
(指定児童発達支援の取扱方針)		
第二十七条 1～3 略		
4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たつては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならぬ。		
一 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況		
二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況		
三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況		

	四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
五	当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
六	緊急時等における対応方法及び非常災害対策
七	指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るためにの措置の実施状況
5	指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
	(情報の提供等)
2	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用してしようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
2	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
	(利益供与等の禁止)
第五十条	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

	（情報の提供等）
第四十九条	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用してしようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
2	指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
	(利益供与等の禁止)
第五十条	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第五十一条 1・2略
2 略
(苦情解決)

第五十一条 1・2略
2 略
(苦情解決)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する事項（法第二十一条の五の二十二第一項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関する知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4・5 略

（地域との連携等）

第五十二条 1 略

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関する、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第五節 共生型障害児通所支援の基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業者をいう。第五

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する事項（法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関する知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4・5 略

（地域との連携等）

第五十二条 1 略

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関する、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

十五条の六において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準省令第七十七条の指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十五条の二の二 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第五十五条の七において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次とおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第九十三条第一項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という

。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準省令第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。第五十五条の七第一号において同じ。）の面積を指定通所介護（指定居宅サービス等基準省令第九十二条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十五条の二の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第百七十七条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第五十五条の八において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ

サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第一百七十二条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の八において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項若しくは第一百七十二条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項の登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準省令第九十三条の二の共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準省令第一百六十二条の二の共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準省令第一百七十二条の二の共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第七十二条の二の共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の八において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第百七十二条第八項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の八において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第七項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第百七十一条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第五十五条の八において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十三条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通りサービス（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項若しくは第百七十二条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項の通りサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十

二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第六十七条第二項第一号若しくは第一百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十八条第二項第一号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第六十三条若しくは第一百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

。) の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六節 基準該当通所支援の基準

(従業者の員数)

第五十五条の二の五 児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。) の事業を行う者が当該事業を行う事業所 (以下「基準該当児童発達支援事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ略

二 略

3 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第五十五条の五 第五条、第八条及び第四節 (第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所の特例)

第五十五条の六 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指

第五節 基準該当通所支援の基準

(従業者の員数)

第五十五条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。) の事業を行う者が当該事業を行う事業所 (以下「基準該当児童発達支援事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ略

二 略

(準用)

第五十五条の五 第五条、第八条及び前節 (第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所の特例)

第五十五条の六 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者 (指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業者をいう。) が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護 (指定障害

定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

二略

（指定通所介護事業所等の特例）

第五十五条の七 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行ふ指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。
この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

二略

福祉サービス基準省令第七十七条の指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(指定通所介護事業所等の特例)

。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二・三略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等の特例）

第五十五条の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通りサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項の通りサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当児童発達支援と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準省令第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二・三略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等の特例）

第五十五条の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第一百七十二条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第一百七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通りサービス（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項又は第一百七十一条第一項の通りサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当児童発達支援と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は

省令第百七十二条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項又は第一百七十二条第一項の登録者をいう。）の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第一百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第一百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）にあっては、十八人）以下とすること。

員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第一百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第一百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては十二人）までの範囲内とすること。

略

三〇五略

（従業者の員数）

第五十七条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三略

四 看護職員 一以上

員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第一百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第一百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては十二人）までの範囲内とすること。

略

三〇五略

（従業者の員数）

第五十七条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三略

四 看護師 一以上

(情報の提供等)

第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第六十五条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第六十一条」とあるのは「第六十二条」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第三号中「と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課

(準用)

第六十五条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第六十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第三号中「と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課

後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ略

二 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略
二 看護職員 一以上
三～五略

4 ～7略

後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号))の規定による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものという。以下同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ略

二 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

二 略
三～五略

4 ～7略

一 略
二 看護師 一以上
三～五略

(情報の提供等)

第七十一条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用するようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表

(準用)

第七十二条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害児通所支援の基準

第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十
五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで
、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から
第五十五条の二の三まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型
放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援を
いう。）の事業について準用する。

第六節 基準該当通所支援の基準

(準用)

第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の六から第五十五条の八まで、

しなければならない。

第七十二条 第十二条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当通所支援の基準

(準用)

第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の六から第五十五条の八ま

第六十六条及び第七十一条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第七十二条の五 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならぬ。

第二節 人員の基準

（従業者の員数）

第七十二条の六 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練そ

で、第六十六条、第七十一条（第一項を除く。）及び第七十一条の二の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

の他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

- 3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第七十二条の七 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十二条の六第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備の基準

（設備）

第七十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行ふために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営の基準

（身分を証する書類の携行）

- 第七十二条の九 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十二条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第七十二条の十一 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項

九 その他運営に関する重要な事項

(準用)

第七十二条の十二 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十一」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十」と、第二十六条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第六章 保育所等訪問支援

(準用)

第七十六条 第七十二条の八の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第五章 保育所等訪問支援

(設備)

第七十六条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第七十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならぬ。

(運営規程)

第七十九条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項
- 九 その他運営に関する重要な事項

(準用)

第八十条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の九から第七十二条の十一までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十一」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十」と、第二

(準用)

第八十条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十九条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第七十二条の九中「又は」とあるのは「若しくは」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

第七章 多機能型事業所の特例

（従業者の員数の特例）

第八十一条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第五十七条、第六十七条第一項、第二項及び第四项、第七十二条の六第一項並びに第七十四条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「第六条第一項並びに第七十四条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあ

第六章 多機能型事業所の特例

（従業者の員数の特例）

第八十一条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第五十七条、第六十七条第一項、第二項及び第四项、第七十二条の六第一項並びに第七十四条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「第六条第一項並びに第七十四条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあ

定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十二条の六第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

るのは「指定通所支援の」と、第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十四条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。